

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第四号中「外国人にあつては、外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改める。

第四条第二項第二号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書）を「又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

第一号様式中「はり付け欄」を「貼り付け欄」に、「生年月日 年 月 日 性別 男・女」を「生年月日 年 月 日」に改め、同様式の添付書類3中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式の添付書類4中「外国人にあつては、外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改める。

第三号様式中「はり付け欄」を「貼り付け欄」に、「生年月日 年 月 日 性別 男・女」を「生年月日 年 月 日」に改め、同様式の添付書類2中「（外国人にあつては、外国人登録証明書）を「又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

第四号様式中「はり付け欄」を「貼り付け欄」に、「生年月日 年 月 日 性別 男・女」を「生年月日 年 月 日」に、「き損」を「毀損」に改め、同様式の添付書類1中「き損」を「毀損」に改める。

第五号様式中「はり付け欄」を「貼り付け欄」に、「生年月日 年 月 日 性別 男・女」を「生年月日 年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前のふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の規定により現に提出されている申請書及び願書は、改正後のふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。